

昨日録三

議案八十号

評議委員会の設置について



午前十時 開議

○議長

(石川信義君)

ただいまから昭和四十八年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長

(石川信義君)

この際報告事項がありますので事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、追加議案の送付について (別添参照)

○議長

(石川信義君)

以上で報告を終わります。

○議長

(石川信義君)

今日の議会運営については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告願います。

(議会運営委員長 岩田博君登壇)

○議会運営委員長 (岩田博君) ご指名がございましたので報告いたします。

議会運営委員会は、去る六月二十三日午前九時に全員の出席を得て開催し、本日の議事日程等について協議いたしました結果、日程の順序についてはお手元にご配付のとおり決定し、ご審議いただくことにいたしました。

内容においてはほとんどが委員会付託分で、議長あてに報告されたものの五件、新たに長提出分一件、議員提出分一件、それに閉会中の継続審査及び特定事件であり、合わせて九件が本日の日程であります。このうち本日新たに提出された福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例については地方税法の改正に伴うものであり、七月一日から施行されることになっておりますので、休憩中に全員協議会を行ない、説明を受け即決をご要望申しあげる次第であります。合わせて全員協議会で特別委員会の選任についてもご協議願ったほうがよろしいのではないかと、いうふうには議会運営委員会としては意見の一致をみておりますので、ご了承を願います。なお、一日目においてご報告申しあげましたとおり理事者側

より全員協議会の申し出もありますので、全日程終了後行なうことに議会運営委員会としては了解しておりますことを合わせて報告しておきます。

本日は本定例会八日間の最終日でありますので、議事運営が円滑に行なわれますよう議員各位のご協力をお願いいたします。まして簡単ではございますが報告いたします。

議長（石川信義君） ただいま報告がありましたとおり本日の議事を進めますのでよろしくご協力のほどをお願いいたします。

議長（石川信義君） 日程第一及び日程第二を一括して上程いたします。日程第一議案第六十一号 市道路線の認定について
日程第二議案第六十二号 市道路線の廃止について
以上二案を一括して議題といたします。
本案についてはともに建設委員会に審査を付託してありますので委員長より報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長(大野行夫君)

審査報告をいたします。

議案審査報告書朗読

別添参照

なお、議案第六十一号、六十二号につきまして補足説明を申しあげます。

議案第六十一号は市道路線の認定でありまして、十八日の定例会におきまして理事者よりの提案理由の説明にありましてたとおり、熊川の第二小学校東側に面しまする地点で、森田又治氏・野島栄蔵氏から市道としてのご寄付をいただいた地域でございまして延長七十八メートル、面積にして二百六十七・七六平方メートルという数字でございまして新たに市道二七八号線として認定したいというものと、第四小学校の地域のところで多摩幼稚園から第四小学校に入る地域の一部を十一・五メートルほど市道一二三七号線として認定したいというものであり、当然この二路線は新路線として地域住民の福祉をはかるために全員異議なく決定したものであります。

議案第六十二号につきましては第一中学校の中の昔からあります



した路線三線と第四小学校の中にやはり路線としてありまされた市道一線の四路線が該当するという議案でありまして、当委員会としては議案第六十一号、六十二号ともに全員異議なくこれを可決した次第であります。

よろしくご審議をいただきましてご可決あらんことをお願いいたします。審査報告といたします。

○議長(石川信義君)

以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)

以上で質疑を終ります。

○十四番(小林暢吉君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十一号及び議案第六十二号については討論を省略し、委員会審査報告とおり可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)

おはかりいたします。ただいま十四番小林暢

吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十一号及び議案第六十二号については委員会審査報告により可決されました。

○議長（石川信義君） 日程第三請願第八号駐留軍労働者の雇用安定離職対策拡充に関する請願書を議題といたします。
本件につきましては厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（厚生委員長 中曽根 実君登壇）

○厚生委員長（中曽根 実君） 審査報告をいたします。

議案審査報告書朗読 別添参照
なお、本件につきまして補足説明をいたします。



本件は昨年十二月定例会において当委員会に付託され、以後近隣市町村の動向も勘案し慎重に審査してまいりましたが、福生市においては他市町村と比べ駐留軍労働者の数も多くまた近隣の青梅市、昭島市、立川市等六市が請願を採択し見舞金制度を設け予算化しているようであり、また請願項目一・二項の国・都等への要請については、基地をかえて駐留軍労働者の多い当市といたしましても議長名で要請書を出すとともに、三項の市町村に対する要請事項についても実現方努力すべきであるとの委員の意見の一致をみ、本請願を採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞご慎重ご審議のうえご採択くださいますようお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。請願第八号に対する委員長報告は採択と決定であります。

本件は委員長報告とあり決するにご異議ありませんか。
「異議なし」と叫ぶ者あり

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって請願第八号は委員会報告とあり採択と決定いたしました。

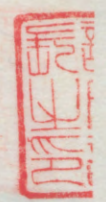
○議長 (石川信義君) 日程第四請願第四号側溝新設に関する請願書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いします。

十九番 大野行夫君登壇
○十九番 (大野行夫君) 審査報告を申しあげます。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

本請願は都立保育園の南側に属します市道の一部でございます。この市道一六一号線をはさみます第二小学校東側



を通っている路線には九百ミリの管が埋設されており、またこの地域は下水道計画においても二千ミリの本管を布設する計画になっているところでございます。しかレ現在のところ市道でありながら付随側溝の布設もない地域でございます。当委員会といたしまして、当然市道であるうえにおいては付随側溝をつけるべきであるのに現在遅れているという意見も出しまして、当委員会としては本請願を採択した次第でございます。

よろしくご審議をいただきましてご可決あられますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長 (石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

「異議なし」と叫ぶ者あり

○議長 (石川信義君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。請願第四号に対する委員長報告は採択と決定であります。

本件は委員長報告とあり決するにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって請願第四号は委員長報告どおり採択と決定いたしました。

○議長 (石川信義君) 日程第五請願第五号排水設備の設置に関する請願書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

(建設委員長 大野行夫君登壇)

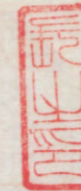
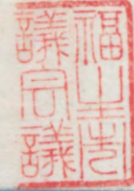
○建設委員長 (大野行夫君) ただいま議題となっております請願第五号について審査報告をいたします。

(請願の審査報告書朗読)

別添参照

本案につきまして補足説明を申しあげますと、議員各位にはすでにご了承のところでございますが、牛浜駅東側のこの地域は以前より雨水の処置が困難なところでございまして、現在に至りましても降雨のときには付近住民がいつも被害

福生市議会



を受けている地域でございます。ましてこの地域は都道において基地からの排水も通っておりませんが、この牛浜駅のホームの一角には側溝も完備されていらない地域もあるし、またその側溝につきましても現在の地盤の高低からみましても逆な方向に布設されているような現状でございます。それらの現状とまたこの一帯角は福生駅東口開発と同時に牛浜駅周辺の整備を計画されている市としても大きな事業の一つとされている地域でございます。このような意味合いから本排水設備につきましては当委員会といたしましてはこれを採択し、早急に理事者においてこれを善処していただきたいというような意見のもとに採択した次第でございます。

よろしくご審議のうえご可決あらんことをお願いいたします。補足説明といたします。

○議長 (石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。

請願第五号に対する委員長報告は

採択と決定であります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

ご異議なしと認めます。

よって請願第五号は委員長報告どおり採択と決定いたしました。

○議長

(石川信義君)

日程第六議案第七十八号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより暫時休憩いたします。

午後十時二十一分

休憩

午後一時

開議

○副議長

(高波忠君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

福生市議会

○

税務課長

(島田猛君)

(税務課長 島田猛君登壇)

ただいま議題となっております議案第七十八号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由と改正条例の内容の概要について説明申し上げます。

この改正条例は今国会において成立し公布されました~~地~~地方税法の一部改正で、法律に基づきまして本市におきかしても改正の必要が生じたのでここに提案申しあげた次第でございます。

改正の主な点は、従来からあります法定普通税としての市
民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ消費税、電気ガス税
木材引取税等を含め、新たに特別土地保有税が創設されて市
の財源の一つに加えられることでございます。聞き及びますに
本税増設の目的は最近法人によります土地投機がめだち、これ
が~~地価~~の高騰に拍車をかけ、放置しがたい状況となり、これが
ために法人の土地投機と地価の異常な高騰~~を~~を抑制すると

定字訂正
定字解除

福生市議会
定字解除

福生市議会
定字解除

福生市議会
定字解除



と、また、地方自治体の公共用地取得の拡大等総合的な対策を強化すること、を主眼とし、かつ土地の供給促進をはかる必要が生じたために本税を設けることになったと聞いております。

以下改正内容につきまして説明申しあげます。

現行本市の市税賦課徴収条例は第二章第六節木材引取税までとなっておりますが、目次におきましてこの次に第七節といったしまして特別土地保有税を、さらにまた第三条第一号(六)木材引取税の次に(七)といったしまして特別土地保有税の項目を設けようとするものであります。

次に第十九条の関係につきまして説明申しあげます。

第十九条は納期限後に納付された税金に対する納付手続及び延滞金について規定した条文でございます。納税義務者は延滞日数に応じて計算されている延滞金額について納付書によって納付しなければならぬことを義務づけるとともに納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金を徴収することを明確にしているもので、~~改正~~改正しようとする



第二百二十条第一項を加える。——とは特別土地保有税の申告

納付のことでございます。地方税法第五百九十九条第一項に明示されております一月一日に基準面積以上の土地を所有する者は、その年の五月三十一日、一月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者はその年の二月末日、七月一日前一年以内に基準面積以上を取得した者はその年の八月三十一日までにそれぞれ取得価格、税額その他自治省令で定められました事項を記載した申告書を市長に提出すると同時に申告にかかわる税金を納付しなければならぬと規定するとともに、この納期を過ぎて納付するときは納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年一四・六％の割で計算した延滞金を納入しなければならぬというふうに改正しようとするものでございます。また第二号及び第三号の第二百二十条第一項の申告書を加える。——とはたゞいま説明申しあげました申告書に記載した特別土地保有税の納入にあたりましては、特に納期限の翌日から一ヶ月を経過する日まで、また特別土地保有税申告の提出期限後に提出した



分にかゝる特別土地保有税についての延滞金は、申告書提出日までの期間またはその日の翌日から一ヶ月を経過する日までの期間を年七・三%の割合で計算した額を納付しなければならぬとしたものであります。また第四号は市民税のうち法人割の徴収猶予等につきましては、現在でも三ヶ月を限度として納期限後の延長を認められておりますが、さらにここに新設の特別土地保有税につきましては徴収猶予期間、また災害等によりやむを得ない事由で納入義務免除の延長期間を過ぎて納入する等の場合には第二号及び第三号と同様に猶予期間の末日の翌日から一ヶ月経過するまでの延滞金は年七・三%の率で計算した額を徴収するという改正でございます。

次は特別土地保有税に関します新設条文関係でございますが、まず第百十二条は特別土地保有税の納税義務者等に対する規定で、第一項は特別土地保有税は土地の所有者または取得者に賦課することを明示し、第二項におきましては課税の基準日を定めたもので、昭和四十四年一月一日以前に取



得したものにつきましては課税の対象外として、また施行令第五十四条の十二第一項第二号に明示されております昭和四十三年十月三十一日において、地上権、賃借権または自治省令で定める利益権に基づき土地を二十年以上引き続いて同一の用途に供している者が、同日以前にその土地を譲り受ける約束をし、それに基づきましてその土地を同日以後取得して、かつ引き続いて所有する場合における土地につきまして本年七月一日以前に取得したものにつきましては課税の対象外とし、第三項におきまして特殊関係者に対する規定で親族その他特殊な関係にある個人または同族会社が取得し、また保有する土地は、それらの者の共有物とみなして納税義務者をして特別土地保有税を賦課するというものであります。なお対象となります土地は田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地であります。

第百十三条は特別土地保有税の納税管理人に関する規定を定めたものでございまして、市内に住所、居所、事務所等を